

第 8 4 号議案

足立区都市景観審議会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区都市景観審議会条例の一部を改正する条例
足立区都市景観審議会条例（平成 1 7 年足立区条例第 8 2 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「創造及び保全」を「保全及び創造」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（部会）

第 8 条 専門的な事項及び第 3 条第 2 項各号に規定する事項を調査審議
するため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、区長が委員のうちから選任する者 5 人以内及び次項に規定
する専門員 5 人以内をもって構成する。

3 専門員は、部会で調査審議する事項に関し学識経験を有する者（委
員を除く。）のうちから区長が委嘱する。

4 専門員の任期については、第 4 条第 2 項の規定を準用する。

5 審議会は、第 3 条第 2 項第 2 号に規定する区長が別途定める都市景
観形成のための事前協議に関することについては、部会の議決をもっ
て審議会の議決とすることができる。

第 7 条を削り、第 6 条を第 7 条とし、第 3 条から第 5 条までを 1 条ず
つ繰り下げる。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、審議会は、次の各号に掲げる事項を調査
審議し、区長に意見を述べることができる。

（1） 景観計画の策定に関すること。

(2) 区長が別途定める都市景観形成のための事前協議に関すること。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において「景観計画」とは、都市景観の形成の基本的な方針、誘導及び啓発並びに推進に関して区が定める景観に関する計画をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

審議会の機能を強化し、部会における専門事項の調査審議の充実を図るとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。